

取調べの全過程の録音・録画の法制化を求める決議

我が国においては、捜査官による密室での違法・不当な任意を含む取調べが繰り返され、自白調書の作成過程が検証できない構造の中で、多くのえん罪が生み出されてきた。志布志事件、氷見事件、足利事件、布川事件等の経過は、これを明らかにした。また、厚生労働省元局長無罪事件では、無辜の上司の犯行をでっち上げる内容の部下の供述調書を検察官が主導して作成したことが明らかとなり、密室での取調べの危険性は社会に広く周知されることとなった。

捜査官による違法・不当な取調べによる虚偽自白を防止するとともに、真に公正な裁判を実現し、えん罪を根絶するためには、取調べの全過程の録音・録画がなされるべきである。取調べの全過程の録音・録画は、取調べに関わる客観的な証拠として、自白の任意性・信用性をめぐる争いを大幅に減少させ、「自白調書」に依拠した捜査・公判の構造の抜本的改革となるものである。

近時、検察及び警察の捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることから、検察においては、昨年より特捜部等の独自捜査事件、裁判員裁判対象事件、及び知的障害を有する被疑者に関わる事件における取調べの録音・録画の試行的拡大がなされ、警察においても、平成24年4月より裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行的拡大、平成24年5月より知的障害を有する被疑者に対する取調べの録音・録画の試行が開始されることとなった。

しかしながら、検察における被疑者取調べにおいては、例えば裁判員裁判対象事件については、供述調書の読み聞かせの場面を録音・録画するに止まっているなど、試行対象とされた類型の全ての事件について取調べの全過程の録音・録画がなされているわけではなく、また、警察における被疑者取調べの録音・録画も、取調べの全過程について録音・録画が予定されているわけではない。このような取調べの一部録画では、「密室」における違法・不当な取調べを抑止することはできず、かえって、虚偽の自白であっても、あたかも任意に自白がなされたかのような誤った印象のみを与え、危険である。取調べの適法性・正当性を担保するためには、少なくとも取調べの全過程の録音・録画がなされなければならない。

取調べの全過程の録音・録画が上記のとおり不十分なものに止まっている要因は、これが法制化されておらず、各捜査機関の捜査実務運用に委ねられている点にある。取調べの全過程の録音・録画を実現するためには、これを法制化し、刑事司法制度の抜本的改革を図る必要がある。

そこで、当会は、二度とえん罪の発生を繰り返さないために、被疑者取調べの全過程の録音・録画の法制化を求めて、本決議に及ぶものである。
以上のとおり決議する。

2012年（平成24年）5月19日

群馬弁護士会

会長 石原 栄 一

(提案理由)

1 虚偽の自白によるえん罪の発生

1980年代における死刑再審無罪4事件(免田事件, 財田川事件, 島田事件, 松山事件)などからも明らかとなり, 捜査官による違法・不当な取調べによる虚偽自白を防止するとともに, 真に公正な裁判を実現し, えん罪を根絶するため, 少なくとも取調べの全過程の録音・録画が不可欠である。この数年の間に, 志布志事件, 氷見事件, 足利事件, 布川事件等, 数々の重大なえん罪が明らかになった。また, 大阪での警察官任意取調べの録音テープがマスコミに公表され, 自白強要の実態が市民の知るところとなった。今こそ, えん罪を生み続けてきた我が国の刑事司法の構造を抜本的に変革すべきである。

2 諸外国における取調べの録音・録画について

過去には, 世界の多くの国でも, 密室での取調べがなされていた。しかし, えん罪事件や取調べ室の中での人権侵害事件の発生により, 密室での取調べの抱える本質的かつ致命的な欠陥が明らかになるにつれて, 多くの国が, 密室での取調べをなくした。英国, オーストラリア, 米国等の欧米諸国において, またアジアでも, 韓国, 台湾, 香港等において, 取調べの録画・録音, 弁護人の立会い等による可視化がなされるに至っている。

違法・不当な取調べをなくすために, 取調べの内容を検証可能なものとする事, すなわち, 任意を含む取調べの全過程を録音・録画することが不可欠である。取調べの全過程の録音・録画によって, 違法・不当な取調べ自体が減少することは, 諸外国が上記のような制度を取っていることから明らかである。

3 裁判員制度の下における取調べの全過程の録音・録画の必要性

我が国において, 既に開始されて3年が経過しようとしている裁判員裁判においては, 市民にわかりやすい審理が求められるとともに, できるだけ明瞭な証拠によることとし, 裁判員に過大な負担をかけないことが求められている。

このような裁判員裁判においては, 自白調書の任意性や信用性をめぐって多くの証人尋問が行われるなど, 公判における長期で判定困難な審理を強いることは極力避ける必要がある。そのためにも, 取調べの全過程の録音・録画が必要であり, 取調べの全過程の録音・録画によって, 自白の任意性・信用性をめぐる争いが大幅に減少することは, 上述した諸外国の例が示しているところである。

4 検察及び警察における取調べの録音・録画の試行とその問題点

(1) 近時, 検察及び警察の捜査に対する国民の信頼が大きく揺らいでいることから, 検察においては, 昨年より特捜部等の独自捜査事件, 裁判員裁判対象事件, 及び知的障害を有する被疑者に関わる事件における取調べの録音・録画の試行的拡大がなされ, 警察においても, 平成24年4月より裁判員裁判対象事件に係る録音・録画の試行的拡大, 知的障害を有する被疑者に係わる事件における取調べの録音・録画の試行が開始されることとなった。しかしながら, 検察における被疑者取調べにおいて, 試行対象となった全事件について取調べの全過程の録音・録画がなされたわけではなく, また, 警察における被疑者取調べの録音・録画は,

取調べの全過程について録音・録画が予定されているわけではない。

検察・警察が行っている一部録画は、捜査官が被疑者に質問し、被疑者がこれに答えるという取調べの核心部分を録画するものではない。このような「一部録画」では、違法・不当な取調べを防止することは全くできない。虚偽自白に追い込まれた被疑者は、往々にして取調べの初期の段階で捜査官に完全に迎合する心理状態に陥り虚偽の自白をするものであるが、このような被疑者においては「一部録画」がなされる場面でも、ひたすら捜査官に従順であろうとするのであり、従前の虚偽自白を翻して無実を主張することができる者は極めて少数にとどまる。したがって、取調べの「一部録画」では、本来任意にされたのではない虚偽自白があたかも任意にされたかのような印象のみを与える危険性は極めて高いといふべきである。

(2) そして、以上のような検察・警察の一部録画は、国際的にも疑念を投げかけられている。国連の拷問禁止委員会は、2007年、「警察拘禁ないし代用監獄における被拘禁者の取調べが、全取調べの電子的記録及びビデオ録画、取調べ中の弁護人へのアクセス及び弁護人の取調べ立会いといった方法により体系的に監視され、かつ、記録は刑事裁判において利用可能となることを確実にすべきである。」と、取調べの全過程を録画すべきことを勧告している。

また、国際人権（自由権）規約委員会は、2008年、「取調べに弁護人が立ち会うことが、真実を明らかにするよう被疑者を説得するという取調べの機能を減殺するとの前提のもと、弁護人の立会いが取調べから排除されていること、取調べ中の電子的監視方法が散発的、かつ、選択的に用いられ、被疑者による自白の記録にしばしば限定されていることを、懸念を持って留意する。」と、一部録画という手法に対して明確な懸念を表明している。同委員会は、日本政府に対し、「代用監獄を廃止すべきであり、あるいは、（自由権）規約第14条に含まれるすべての保障に完全に適合させることを確保すべきである。」としたうえで、「虚偽自白を防止し、（自由権）規約第14条のもとの被疑者の権利を確保するとの観点から、被疑者の取調べの時間に対する厳格な時間制限や、これに従わない場合の制裁措置を規定する法律を採択し、取調べの全過程における録画機器の組織的な利用を確保し、取調べ中に弁護人が立会う権利を全被疑者に保障しなければならない。締約国は、また、刑事捜査における警察の役割は、真実を確定することではなく、裁判のために証拠を収集することであることを認識し」なければならないとの勧告を行っており、取調べの全過程の録画を行うべきことを勧告するとともに、取調べの可視化が実現すると取調べの真相解明機能が害されるという検察・警察の主張に対して痛烈な批判を行っている。同人権理事会でも、同様の議論がなされたところである。

5 むすび

以上のとおり、もはや、「密室」での取調べを容認することは許されない。違法・不当な取調べを根絶し、自白の任意性・信用性の審理を裁判員制度にも適合するように、適正化し、開かれたものとするためには、任意取調べを含む被疑者

取調べの全過程を録画すること、即ち、取調べの可視化を実現する以外にない。

取調べの可視化が実現すれば、取調べ全体が直ちに記録されてしまうこととなるから、違法・不当な取調べ自体が激減し、取調べの適正化が実現する一歩となる。同時に、自白の任意性を争う事態も、激減するであろう。

仮に、公判において自白の任意性・信用性が争いとなった場合でも、どのような取調べが行われたかは、録画された記録を再生すれば疑問の余地なく明らかとなる。自白の任意性・信用性の審理は、客観的かつ直接的で明瞭なる証拠に基づいた適正なものとなるのである。

そのため、各捜査機関の捜査実務運用において、取調べの過程の録音・録画が広範囲で実施されるようになってきてはいるが、二度とえん罪の発生を繰り返さないために、被疑者取調べの可視化（取調べの全過程の録画）を法制化し、刑事司法制度の抜本的改革を図る必要がある。

そこで、当会は、被疑者取調べ全過程の録画による可視化の法制化を求めて本決議に及ぶものである。

以上